

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第25条第4項の規定により,特定非営利活動法人定款変更認証の申請がありましたので,同法第25条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により公告します。

平成25年9月12日

京都市長 門川大作

## 1 申請に係る特定非営利活動法人の概要

### (1) 名称

特定非営利活動法人伝統みらい

### (2) 代表者の氏名

濱田 泰以

### (3) 主たる事務所の所在地

京都市下京区中堂寺南町134番地(504)

### (4) 定款に記載された目的

この法人は,伝統職人における匠の技を解明し,継承しつつ伝統に内在された知恵と新しい技術の複合化を行うことにより新しいものづくりに応用するための研究を推進し,伝統に内在された知恵を使って,新しいものづくりの創成に関する事業を行い,伝統産業の発展と伝承に寄与することを目的とする。

## 2 申請年月日

平成25年9月3日

(文化市民局地域自治推進室)